

事務手数料の適正化について（道路に関する証明）

1 事務手数料について

西東京市では、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、別に定めのあるものを除くほか、「西東京市手数料条例」（以下「条例」という。）に定めている。

このうち、証明等交付手数料及び閲覧手数料等の事務手数料については、戸籍の謄本・抄本等に記録されている事項の証明など「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」等の法令や都の条例で定められているものを除いては、市独自で定めることとしている。

2 受益者負担の考え方

証明発行等に係る事務手数料の受益者負担については、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改定版）」（以下「基本方針」という。）において、本来業務から特定の者の利益のために派生した事務に係る経費であり、証明発行に係る費用については受益者が100%負担することが妥当であるとしている。

3 見直しの周期

事務手数料は、基本方針において原則として3年ごとに見直し作業を行うこととしており、直近では令和3年度に事務手数料の適正化について御審議いただき、全ての手数料について据置をすることが適当であるとの答申をいただいている。

4 道路に関する証明

「道路に関する証明」については、令和4年度決算による原価計算の結果（1,053円）と、条例で定める金額（300円）との乖離が約3.5倍であった。（資料2-3）

所管課において、本証明の発行手続きの見直しを行い、代替の手法による運用を開始する予定としており、その手法に基づく適正料金について、御審議いただきたい。（資料2-2）